農業用水の通年通水等の検討を

9月5日付「基礎原案」p24(2)浸水被害の軽減2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減において"瀬田川下流部及び宇治川の流下能力(放流能力)の向上を図る。"とされています。

私はこれも一つの方法であるとは思いますが、併せて次の事項も検討すべきだと考えま す。ご検討くださるようにお願いいたします。

具体的な提案の前に、念のため瀬田川洗堰操作規則の内容を再確認しておきます。

洪水期間及び非洪水期間

洪水期間 = 6月16日から10月15日までの期間 非洪水期間=10月16日から翌年6月15日までの期間 かんがい期間及び非かんがい期間

かんがい期間 = 6月15日から9月20日までの期間 非かんがい期間=9月21日から翌年6月14日までの期間

琵琶湖の基準水位

TP+84.371メートル

計画高水位

基準水位 + 1 . 4 0 メートル

常時満水位

基準水位 + 0 . 3 0 メートル

洪水期間における制限水位

6月16日から8月31日までの期間 基準水位 - 0.20メートル 9月1日から10月15日までの期間 基準水位 - 0.30メートル 琵琶湖の利用低水位

基準水位 - 1 . 5 0 メートル

この規則で運用されているため、毎年5月末頃から6月15日の間に一挙に琵琶湖の水位が0.50メートルも下げられることによって発生する諸問題については、すでに流域委員会において問題となりました。今回の「基礎原案」で瀬田川下流部及び宇治川の放流能力の向上を図るとしたのは、この問題点の改善に資すると考えられます。

(1)農業用水の通年通水

冬季に水位が上がるという自然のサイクルとはまったく逆の水位管理を解消し、水質浄化と生物多様性の保全のため霞ヶ浦工事事務所と霞ケ浦町は、1998年冬に農業用水の通年通水の試験運用を実施したと言われています。(鷲谷いづみ・飯島博編『よみがえれアサザ咲く水辺~霞ケ浦からの挑戦』p165~166)既存の農業灌漑システムを「利用して排水路や休耕田、一部の水田に冬期間水を張ることで地下水位が維持されるので、春の灌漑期に入ってから地下水位を上げる分

の取水量を減らすことができる。田植期はちょうど魚類の産卵期なので、大量の取

水による極端な湖水位の低下は卵や稚魚の生育場所の浅瀬を干上がらせてしまうこととなる。」と、現在琵琶湖が抱えているのと全く同じ問題の改善策を紹介しています。

私は琵琶湖・淀川水系でも農業用水の通年通水を検討・実施してみる価値があるのではないかと考えます。委員各位のご検討をお願いいたします。

(2)琵琶湖沿岸の浸水地区に対する補償

2兆円の巨費を投じた琵琶湖総合開発で、今でも琵琶湖沿岸に浸水被害が発生する 可能性が残されていること自体私には理解できないが、予想される確率・地域・被 害額などの情報は公開されているのだろうか。

仮に確率が高く,かつその地域に住戸があるとすれば、浸水被害のない高台に代替え地を確保して住民に補償するほうが抜本的な対策となるのではなかろうか。また予想される地域が農地であるとすれば,確率次第ではあるが、これも被害発生時補償することを"保証"することも考えられる。

(1)と併せて検討していただければ幸いです。

以上